

資料 3-1(共通)	令和 5 年 3 月 23 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千 葉 市 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 課	

過誤請求事務について

請求に誤りがあった場合、本市へ過誤申立書を提出することにより、請求を取り下げることができます。なお、提出期限は毎月25日、25日が閉庁日の場合は翌開庁日（25日が土曜日の場合、27日月曜日が提出期限）**必着**となっております。

- 提出先 千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課
※千葉市利用者の方のみ
※介護保険に係る介護給付費過誤申立依頼書につきましては、各区保健福祉センター 介護保険室までご提出ください。
- 提出方法 下記の方法により、ご提出ください。**25日必着**になりますので、郵送の場合はご注意ください。
メール: shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp
FAX: 043-245-5630
郵送: 住所 〒260-0026
千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 9 階
宛先 千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課
件名「過誤申立書在中」
- 再請求 相殺処理不可の防止のため、過誤申立書を提出した場合は、翌月10日までに(同月過誤)再請求をしてください。

(スケジュール例)

	サービス提供事業所	千葉市	国保連
3 月	○過誤申立書提出（25日必着）	○過誤申立書受理・申立情報データ入力	
4 月		○国保連へ過誤申立情報を送付	○過誤申立書情報受理・取下処理
	○前月過誤申立分の再請求（10日まで）		○再請求分の受理
5 月	○入金 （通常請求分から差額が処理され支払）		○支払（取下分と再請求分の差額の支払）

4 提出件数 提出件数が50件を超える等、提出件数が多くなる場合には事前にご相談ください。

5 千葉市からの連絡

再請求が必要になる場合であっても、千葉市からは連絡いたしません。各事業所において忘れずに再請求して下さい。

6 相殺不可の場合

相殺不可の場合は、国保連から事業所に連絡があります。国保連から連絡がありましたら、必ずその旨を当課にご連絡いただきますようお願いいたします。

また、この場合、再度過誤申立書の提出が必要になりますが、ご連絡を頂かないと、再度の過誤申立ができなくなる恐れもありますので、ご協力をお願いします。

7 様式

平成31年3月26日より過誤申立書の様式を変更しています。それ以前の様式や他自治体の様式でのご提出が見受けられますので、ご注意ください。なお、様式(エクセルファイル)はホームページに掲載しております。

掲載箇所「報酬請求・契約内容報告・事故報告の各種様式」

https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/housyuu_kakusyuyoushiki.html

様式名称:「障害介護給付費等過誤申立書」

【過誤処理の流れ】

- ① 毎月25日までに提出された分は、国保連において翌月請求分と相殺処理されます。
- ② 毎月26日以降に提出された分については、翌々月請求分と相殺処理されます。

(例 ①)

3/25 までに提出	過誤申立書	▲ 30 万円
4/10	4 月受付分の請求	100 万円
5/15	4 月受付分の支払	70 万円

→5月の国保連からの支払額が減少することになります。

5月初めごろ国保連より送付される「過誤決定通知書」に記載されます。

(例 ②)

3/26 以降に提出	過誤申立書	▲20 万円
5/10	5 月受付分の請求	100 万円
6/15	5 月受付分の支払	80 万円

→6月の国保連からの支払額が減少することになります。

6月初めごろ国保連より送付される「過誤決定通知書」に記載されます。

注1

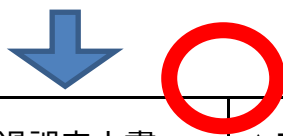
ご注意ください！

過誤申立による返還額が各月の支払額を超える場合、相殺処理ができません。

2/26～3/25	過誤申立書	▲150 万円
4/10	4 月受付分の請求	100 万円
5/15	4 月受付分の支払	100 万円

▲150万円相殺不可
→実際支払100万円

→分割して過誤申立を行うことで相殺できる可能性が高まります。



～3/25	過誤申立書	▲50 万円(分割①)
4/10	4 月受付分の請求	100 万円
～4/25	過誤申立書	▲50 万円(分割②)
5/10	5 月受付分の請求	100 万円
5/15	4 月受付分の支払	50 万円
6/15	5 月受付分の支払	50 万円

▲50万円(分割①)
→実際支払50万円

▲50万円(分割②)
→実際支払50万円

これ以降に
▲50万円(分割③)など

注2

ご注意ください！

過誤分の再請求を行わなかった場合、相殺後の金額が極端に少なくなる場合があります。

2/26～3/25	過誤申立書	▲100万円
4/10	4月受付分の請求	101万円
5/15	4月受付分の支払	1万円

通常請求分のみ請求。
再請求を忘れたため、
▲100万円相殺された。
→実際支払 1万円

→相殺後の額の確認をお願いします。場合により、分割して過誤申立することをご検討ください。